

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東御市	滋野地区(赤岩、片羽、桜井、大石、中屋敷、別府、原口、聖)	令和3年3月31日	令和3年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	342.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	225.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	173.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	76.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	30ha
(備考)	

2 対象地区の課題

①赤岩・片羽地区 水田農地は、既存の担い手で十分に集積できるが、畑地及び果樹農地については、担い手不足が課題となります。
②桜井・大石地区 水田農地は、既存の担い手で十分に集積できるが、畑地及び果樹農地については、担い手不足が課題となります。また、工業団地周辺地域においては、一部基盤整備等を行わなければ集積が困難となります。
③中屋敷・別府地区 水田農地及び果樹農地は、既存の担い手で十分に集積できるが、畑地については、担い手不足が課題となります。
④原口地区 水田農地は、既存の担い手で十分に集積できるが、畑地については、担い手不足が課題となります。また、地域内の畑地においては、一部基盤整備等を行わなければ集積が困難となります。
⑤聖地区 水田農地、畑地、果樹農地ともに既存の担い手で集積できるが、将来的に人口減少が心配される地域であるので担い手の確保が課題となる可能性があります。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

①赤岩・片羽地区

水田農地は、地域の中心経営体である認定農業者等に集積し、畑地及び果樹農地は、中心経営体である認定農業者等に集積する他、入作を希望する認定新規就農者の受け入れを促進します。

②桜井・大石地区

水田農地は、地域の中心経営体である認定農業者等に集積し、畑地及び果樹農地は、中心経営体である認定農業者等に集積する他、入作を希望する認定新規就農者の受け入れを促進します。

③中屋敷・別府地区

水田及び果樹農地は、地域の中心経営体である認定農業者等に集積し、畑地は、中心経営体である認定農業者等に集積する他、入作を希望する認定新規就農者の受け入れを促進します。

④原口地区

水田農地は、地域の中心経営体である認定農業者等に集積し、畑地及び果樹農地は、中心経営体である認定農業者等に集積する他、入作を希望する認定新規就農者の受け入れを促進します。

⑤聖地区

水田及び果樹農地、畑地は、地域の中心経営体である認定農業者等に集積する他、入作を希望する認定新規就農者の受け入れを促進します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【全体的な方針概要】

今回の話合いに用いた地図を、さらに工夫(農地の貸借等を反映するなど)して利用し、集約に向けた検討を継続して行っていく。また、取組に関する優先順位を検討し、具体的に取組を模索していく。

耕作が難しくなった場合の農地所有者に、地域の中心経営体へ貸し出してもらえるよう周知するとともに、農業委員会や各農業団体等と連携し、農地所有者の意向を把握する等農地の利用調整を図っていく。また、並行して中間管理機構への貸付を推進していく。

【基盤整備への取組方針】

山間地域や工業団地周辺に、狭小な農地及び形状の悪い農地が点在している傾向である。今後、その農地に関して将来的に守るべき農地であるのか、基盤整備等を行い中心経営体に担ってもらうのか検討をしていく。

5 当該地域における中心となる経営体

○経営体数【 157 経営体 (うち滋野地区 15 経営体)】